

重点対策一覧

1 必須項目

対象設備・施設がある場合、原則、必ず実施すべき対策。

※【 】内は、略称。

対象設備・施設	対策 No.	項目名	対策の段階 (※)	基準概要
全事業者 【全般】	対策 1	機器管理台帳の整備 【機器管理台帳】	実態把握	主要なエネルギー使用設備について、機器管理台帳が整備されている。(年間エネルギー使用量 500kL 以上の事業所)
	対策 2	エネルギー使用量の把握 【使用量把握】	実態把握	エネルギーの種類別使用量, 設備別使用量が把握されており, エネルギーフローが作成可能である。(年間エネルギー使用量 500kL 以上の事業所)
	対策 3	管理標準設定 【管理標準】	運用管理	主要なエネルギー使用設備について、管理標準が整備されている。
ボイラー 【ボイラ・蒸気】	対策 4	空気比の適正管理 【空気比管理】	運用管理	基準空気比。(省エネ法基準空気比の適用対象に限る)
	対策 5	効率管理	検討	効率を定量的に把握し、その評価及び改善の方向性が示されていること。(省エネ法基準空気比の適用対象に限る)
	対策 6	圧力・温度の管理 【圧力・温度管理】	運用管理	圧力・温度の管理値が設定されており、その妥当性が評価されている。また、それらの値が管理されている。(省エネ法基準空気比の適用対象に限る)
蒸気配管 【ボイラ・蒸気】	対策 7	蒸気配管のバルブ等の保温 【バルブ保温】	運用管理	蒸気配管, ヘッド, バルブが保温されている。
熱源設備	対策 8	空気比の適正管理 【空気比適正管理】	運用管理	空気比 1.3 (大気汚染防止法におけるばい煙発生施設に該当する熱源設備)
	対策 9	効率管理	検討	効率 (COP) を定量的に把握し、その評価及び改善の方向性が示されていること。(冷水 (ブラインを含む) または温水を発生させるもの)
	対策 10	空調負荷に応じた冷水出口温度管理 【冷水出口温度管理】	運用管理	空調負荷を考慮して冷水出口温度が調整されている。(空調目的で冷水を発生させるもの)
食品ショーケース (冷凍冷蔵機能を保有するもの) 【食品】	対策 11	ショーケースの適正管理 【温度適正管理】	運用管理	食品のショーケースの設定温度もしくは蒸発温度, 冷気・暖気等の放散対策, 照明等の熱負荷対策等に関する基準が設定されている。(店舗)
空調機	対策 12	室内温度の適正管理 【室内温度管理】	運用管理	室内温度が, 夏季冷房時は 26℃以上 (推奨 28℃), 冬季暖房時は 22℃以下 (推奨 20℃) に管理されている。
	対策 13	外気導入量の適正管理 【外気導入管理】	運用管理	夏季冷房期間及び冬季暖房期間に外気導入量を抑制し, 外気が有効に活用できる期間に外気を積極的に導入していること。 (空気環境測定結果がある場合は, 夏季冷房期間及び冬季暖房期間の人の多い箇所における CO ₂ 濃度が 800ppm 程度であり, 外気が有効に活用できる期間における CO ₂ 濃度が外気と同程度である) (建築物における衛生的環境の確保に関する法律第二条第一項に定められる「特定建築物」)
	対策 14	フィルターの清掃 【フィルタ掃除】	運用管理	空調設備のフィルター清掃に関する運用方法が整備されており, フィルターの清掃実施記録がある。
	対策 15	温度検出器の適正管理 【温度検出器配置】	運用管理	室内温度調整に用いられる温度検出器又は温度計が適切に配置されている。
クリーンルーム 【クリン】	対策 16	クリーンルームの適正管理 【適正管理】	運用管理	クリーンルームのクリン度, ゾーンニング等の妥当性について自己評価されている。(クリーンルーム (JIS Z 8122 コンタミネーションコントロール用語に定義されるクリーンルーム))
照明	対策 17	照明設備の運用管理 【運用管理】	運用管理	照明設備の運用方法 (スイッチの管理方法, 照度の基準値等) が定められている。
	対策 18	蛍光灯の高効率化 【蛍光灯】	設備更新・導入	Hf タイプに相当する効率のものを採用している。(点灯時間が年間 4000 時間以上となる蛍光灯 (ただし状況確認は必須))
	対策 19	水銀灯の高効率化 【水銀灯】	設備更新・導入	高効率放電ランプ等の効率の高い光源が採用されている。(点灯時間が年間 2500 時間以上となる水銀灯 (ただし状況確認は必須))
ポンプ	対策 20	流量管理の評価 【流量管理】	検討	ポンプにより構成される流体の一の搬送系統における流量管理の実態が把握, 評価されており, 今後の対応方針が示されている。(モーター出力合計が 15kW 以上となる一の系統を構成するポンプ)
ファン, ブロワ 【ファン】	対策 21	風量管理の評価 【風量管理】	検討	ファン・ブロワにより構成される一の搬送系統における風量管理の実態が把握, 評価されており, 今後の対応方針が示されている。(モーター出力合計が 11kW 以上となる一の系統を構成するファン・ブロワ)
ファン	対策 22	地下駐車場の換気管理 【地下駐車場換気】	運用管理	地下駐車場の利用状況に応じた, 換気設備のスケジュール運転がなされている。又は CO ₂ 濃度や CO 濃度による換気の制御システムを導入している。

対象設備・施設	対策 No.	項目名	対策の段階 (※)	基準概要
情報通信機器専用区画 【情報】	対策 23	情報通信機器専用区画の適正管理 【専用区画管理】	運用管理	UPS の定格容量と効率，サーバーの定格容量 (kVA)，UPS 入力電力量に対する電算エリア専用空調の消費電力量を把握している。(情報通信機器専用の用途に用いられており，無停電電源装置 (UPS) 等の専用の電源設備を有する壁等で区切られた区画)
給湯設備 【給湯】	対策 24	給湯設備の適正管理 【適正管理】	運用管理	貯湯温度が 80℃以下に設定されている。また，省エネモードやスケジューリング設定機能が活用されている。(給湯温度の設定及び貯湯機能を保有する給湯設備)
コージェネレーション設備 【コジェネ】	対策 25	コージェネレーション設備の効率管理 【効率管理】	運用管理	コージェネレーション設備の発電効率，熱利用効率及び総合効率が定期的に把握されている。また，それらの目標値が設定されている。
コンプレッサ 【コンプ・圧空】	対策 26	コンプレッサの吐出圧の適正化 【吐出圧適正化】	運用管理	圧縮空気使用設備 (減圧弁二次側) の要求する圧力と吐出圧 (RT の圧力下限値) の差が 0.1MPa 以内である。(モーター出力合計が 15kW 以上となる一の圧縮空気系統を構成するコンプレッサ (容積型に限る))
	対策 27	コンプレッサの吸気温度管理 【吸気温度管理】	運用管理	・コンプレッサの吸気温度低減策がとられている。 ・コンプレッサの吸気温度が把握されている。 (モーター出力合計が 15kW 以上となる一の圧縮空気系統を構成するコンプレッサ (容積型に限る))
圧縮空気配管 【コンプ・圧空】	対策 28	圧縮空気配管図の整備 【配管図整備】	実態把握	現状を反映した圧縮空気配管図が整備されている。(モーター出力合計が 15kW 以上となる一の圧縮空気系統すべて)
自動車	対策 29	エコドライブの励行 【エコドライブ】	運用管理	エコドライブに関するマニュアルが整備されており，運転者に対する講習が行われている。
	対策 30	自動車の適正な維持管理 【維持管理】	運用管理	自動車の点検，整備に関するマニュアルが整備されており，運転者又は整備担当者に対する講習が行われている。
	対策 31	適切な走行ルートを選定 【走行ルート】	運用管理又は設備更新・導入	適切な走行ルートを選定するための取組みがなされている。(自社で走行ルートを自由に設定できる事業者に限る (レンタカー事業者，自動車販売会社，バス会社等は対象外とする))
	対策 32	燃料使用量等の把握 【燃料使用量把握】	実態把握	燃料使用量及び走行距離が車両別に定期的に把握されている
鉄道	対策 33	車両内空調の管理 【車両内空調管理】	運用管理	車両の室内温度の管理が実施されている。
	対策 34	車両内の照明管理 【車両内照明管理】	運用管理	車両内における照明の管理が実施されている。

※区分…実態把握 (対策の基礎となる情報収集するための項目)，検討 (対策の効果を判断するための項目)，運用管理 (対策の効果を維持するために実施する項目)，設備更新・導入 (高効率の設備に入れ替え，又は導入することにより温室効果ガスを削減する項目)

2 選択項目

実施を推奨する取組であって，加点評価となる対策。

※【 】内は，略称。

対象	対策コード	項目名	基準
全事業者	対策 a	グリーン調達の実施【グリーン調達】	グリーン調達に関するルールが存在し，実践するとともに，その普及に努めている。
	対策 b	環境教育・学習の実施 (従業員対象を除く)【環境教育】	京都市民，又は京都府民を対象とした環境教育・学習を実施している。(他者が実施するものへの協力)
	対策 c	京都府又は京都市が行う省エネ運動等への参加 【DYK プロジェクト】	≪京都市≫京都市環境政策局地球温暖化対策室の「ノーマイカーデー」及び「ブラックイルミネーション (ライトダウンキャンペーン)」に登録している。 ≪京都府≫京都府の「ライトダウンキャンペーン」等省エネキャンペーンに参加している。
	対策 d	環境配慮製品の開発・製造 【環境配慮製品】	地球温暖化対策に寄与する環境配慮製品の開発・製造を行っており，その貢献量を二酸化炭素換算 (単年度換算値) で推計している。又は，環境配慮製品開発を研究する事業へ参画している。
	対策 e	カーボン・フットプリントの実施 【カーボン・フットプリント】	自社の製品・サービス (事業者の場合は販売商品を含む。) について，カーボン・フットプリント (ライフサイクルアセスメントを含む。) の評価を行っている。
	対策 f	ピークカット，ピークシフト対策の実施 【ピークカット，ピークシフト】	エネルギー使用の合理化等に関する法律 (省エネ法) に規定する「電気需用平準化時間帯」におけるピークカット，ピークシフトの対策を行っていること。
	対策 g	BEMS, FEMS 等の導入 【BEMS, FEMS】	一定時間ごとのエネルギー使用量の「見える化」に加え，機器の運転制御を行うことのできるシステムを導入していること。
	対策 h	省エネ診断の受診【省エネ診断】	省エネ診断を受診しており，診断の提案事項に応じた対策を検討していること。
	対策 i	搬入車両のエコカー導入誘導 【エコカー導入誘導】	事業所への搬出入を行う者の貨物自動車をエコカーへ更新するよう依頼していること。
	対策 j	事業者全体での環境に配慮した事業活動の実施【環境配慮事業活動】	京都府・京都市域内の事業所に限らず，事業者全体で環境に配慮した事業活動を実施していること。
	対策 k	過去 (平成 20～22 年度) の設備導入 【過去の設備導入】	「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」 (平成 25 年 12 月 27 日経済産業省告示第 271 号) に規定する対策を行っている。

※対策 f～j (網掛け部分) は第二計画期間から追加された対策項目。